

議案第41号

朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)が令和5年6月14日に公布されたことに伴い、条例中に引用する同法の条項にずれが生じることから、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例の一部を改正する条例

朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例（平成29年朝来市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「法第6条」を「法第7条」に改める。

第12条第1項及び第2項中「法第14条」を「法第22条」に改める。

第22条第1項及び第2項中「法第16条」を「法第30条」に改め、同条第3項中「法第14条第12項」を「法第22条第14項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第41号資料

朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(空家等対策計画) 第8条 市は、空家等対策施策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2 (略) (特定空家等に対する措置に係る手続) 第12条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第14条第1項</u>の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告及び同条第3項の規定による命令並びに同条第9項の規定による行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより行う行為又は同条第10項の規定による代執行を実施することができる。 2 市長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等が、当該勧告に係る措置をとらないときは、朝来市公告式条例（平成17年朝来市条例第3号）の定めるところによる方法及びその他市長が適当と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、妨げ、又は損壊してはならない。	(空家等対策計画) 第8条 市は、空家等対策施策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。 2 (略) (特定空家等に対する措置に係る手続) 第12条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第22条第1項</u>の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告及び同条第3項の規定による命令並びに同条第9項の規定による行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより行う行為又は同条第10項の規定による代執行を実施することができる。 2 市長は、<u>法第22条第2項</u>の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等が、当該勧告に係る措置をとらないときは、朝来市公告式条例（平成17年朝来市条例第3号）の定めるところによる方法及びその他市長が適当と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、妨げ、又は損壊してはならない。

(1)～(4) (略) 3 (略) (過料) 第22条 第12条第1項に規定する市長の命令に違反した者は、<u>法第16条第1項</u>の規定により、50万円以下の過料に処する。 2 第10条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、<u>法第16条第2項</u>の規定により、20万円以下の過料に処する。 3 第12条第2項又は<u>法第14条第12項</u>の規定による標識の設置を拒み、妨げ、又は損壊した者は、5万円以下の過料に処する。	(1)～(4) (略) 3 (略) (過料) 第22条 第12条第1項に規定する市長の命令に違反した者は、<u>法第30条第1項</u>の規定により、50万円以下の過料に処する。 2 第10条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、<u>法第30条第2項</u>の規定により、20万円以下の過料に処する。 3 第12条第2項又は<u>法第22条第14項</u>の規定による標識の設置を拒み、妨げ、又は損壊した者は、5万円以下の過料に処する。
---	---